

第七十二回 参議院内閣委員会 會議録 第二号

昭和四十八年十二月十四日(金曜日)
午前十一時五十六分開会

委員の異動

十二月四日 町村 金五君 補欠選任 柴立 芳文君

十二月七日 柳田桃太郎君 補欠選任 岡本 悟君
高田 浩運君 徳永 正利君
山本茂一郎君 岩動 道行君
内藤善三郎君 楠 正俊君
柴立 芳文君 郡 祐一君

十二月八日 補欠選任 今 春藏君
十二月十四日 徳永 正利君 補欠選任 中西 一郎君
田中 茂穂君 補欠選任 寺本 広作君

出席者は左のとおり。
委員長 寺本 広作君
理事 岩動 道行君
岡本 悟君
片岡 勝治君
楠 正俊君
中西 一郎君
長屋 茂君
星野 重次君
上田 哲君
鶴園 哲夫君
宮崎 正義君
中村 利次君

国務大臣

岩間 正男君
小坂徳三郎君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 大塚 順七君
任用局長 茨木 広君
人事院事務総局 給与局長 皆川 迪夫君
総理府人事局長 川村 皓章君
総理府統計局長 林野庁長官 福田 省一君
事務局長 相原 桂次君
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る四日、町村金五君が委員を辞任され、その補欠として柴立芳文君が、七日、柳田桃太郎君、高田浩運君、山本茂一郎君、内藤善三郎君及び柴立芳文君が委員を辞任され、その補欠として岡本悟君、徳永正利君、岩動道行君、楠正俊君及び郡祐一君が、八日、徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として今春蔵君が、また、本日、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(寺本広作君) この際、ただいまの委員の異動に伴いまして、理事に二名の欠員が生じたので、その補欠選任を行ないたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと認める者あり〕
○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に、岩動道行君、岡本悟君を指名いたします。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、昭和四十八年度に限り、一般職の給与に関する法律の適用を受ける職員に支給する期末手当について、その支給割合の特例を設け、十二月に支給する場合においては百分の二百三十、三月に支給する場合においては百分の二十の割合とすることとしたこととあります。

第二は、この特例を設けた結果、昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が、この特例を設けないものとした場合に昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額から本年十二月に支給を受ける期末手当の〇・三分に相当する額を控除した残額より低い額となる職員については、その残額に相当する額を昭和四十九年三月に支給する期末手当の額とすることとしたこととあります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 事務的なことなんですけれども、給与局長にお伺いをしたいのですが、十二月二日に採用された者といいますが、新しく入った者、そういう人たちは三月末にはどれだけの額が出るのですか。

○政府委員(皆川迪夫君) 三月末まで通常の形で

ございます。したがって、今度の場合におきまして、この実績を、年間における額を上げるといふことになりすまれば当然そういうデータを上げた上でなければならぬけれども、今回の措置は、申すまでもなく、三月の分を一部繰り上げて支給するといういわば支給時期の変更ということにとどめたものでありますから、そこまでのことなしに済んだわけですね。

最初におことばがありましたように、その年の分の特別給ぐらいはうまく調べて、その年のうちに調整措置をとるべきじゃないか。これはわれわれ理想としてはまさに本来そうあるべきだと思ひすまけれども、いかんせん、先ほど申しましたような前提に立ちますと、何ぶん七千事業所を人海作戦で調べて歩くということが実際不可能になっておりますので、公務員の皆さまには例年多少がまんをしていただいているということにならざるを得ないと考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 来年度の三月末までの間に、これはあとほとんど伺いたいと思うのですが、従来から問題にしてまいりました二次勧告あるいは追加勧告というものとの関連で当然お考えにならないければならぬことだと思ふのです。つまり民間の給与その他もお考えにならないければならぬのじゃないかと思ふのですが、その場合に調査をなさって処理するというお考えがあるのですか。もう八月じやというお考えですか。八月の勧告のときに考へるのだというお考えですか。不満が残っておりますし、それから問題も残っているわけですから、三月末までの間にこれは処理をされる考へがあるのかどうか。来年度の三月末までの間にですね、処理をされる考へがあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 今回の措置は当然のことでございますけれども、この年の瀬を控えて、越年の足しにしたいだきたいという趣旨に尽きるわけでございます。したがって、三月の分を早目に差し上げるということに尽きるわけでございます。先ほど申しましたように、この年間における

特別給の総額をふやすかどうかという問題は、これはやはり四月の調査でがっちりデータをつかんで、そして夏に勧告なり何なりでまたこの辺の調整を申し上げる、そのつもりでおります。

○鶴岡哲夫君 私は、先ほど人事院も不満があるというお話がありました。去年の十二月で比較してきめてありますから、従来から不満があるわけですね。それで今年は一そう不満があったのですが、ただし、いま〇・三というのが繰り上げ支給になった。そのかわり三月末には〇・三という大きな穴があくということになるわけですね。そういう点を考えますと、当然これは簡単な話なんです。七千二百社なら七千二百社、何でもいい、とにかく足で歩いてやる必要はないわけだから、簡単にこれは調査できるわけだから、三月末までの間にきちっと処理するというような勧告をすべきだと私は思ふのですが、そういう考へはないですね。人事院の話だと、いまの総裁の答弁ですと、来年度の八月にということですね。これはたいへん不満が残ります。不満が残るだけじゃなくて、たいへん問題ですよ。また二月末になつて適当と考へるというふうなことになるのかどうかですね。適当と考へるという意見になるのかどうかというところもありますけれども、総裁としては、人事院としては、これは三月末までの間にきちっと調査をして、きちっとすべきではないかと私は考へます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど申しましたような立場から申しまして、われわれの調査、たとえば大手だけを調べてというふうな、あるいはそこに推測を加えてというふうな前提で、この重大な給与の実額を変更するということは、われわれとしてはたいへん慎むべきことである。やるならばやはり堂々と人海作戦をもって洗いざらい調べ上げた上で、そしてぜひこのままお願いいたします。一歩も譲りませんぞというふうな立場で押していくべきものだと考へます。

○鶴岡哲夫君 時間の関係もありますから、次の問題とからめてまいりますが、この委員会でも何回

か問題にいたしました二次勧告といわれるもの、あるいは追加勧告といわれております問題ですが、この前の国会が終わります際に、総裁のこの委員会における答弁は、来年度の三月末までの間に検討したいのだという答弁だったのでしたけれども、それはどうですか、勧告と報告の中には人材確保の問題は何も触れていない、触れていないのがあたりまえ、人事院としては当然だ。ですから、人事院としてはああいう理由をあげまして、一般職の公務員につきましても、教員、看護婦以外の公務員についても、すみやかに検討すべきであるということばになつて出てくるわけですね。それが何か新聞等の報ずるところによりまして、ひどく人材確保法案との関連で右往左往しているという感じを非常に強く受けるわけです。これはおかしい話であつて、人事院としてはあそここの勧告並びに報告の中であげたように、人事院の独自のやり方を進めるべきではないでしょうか。報告にあるように、すみやかに検討して、三月末までの間に結論を出すべきではないでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 当然検討を続けておるわけでございます。人材確保の関係をにもちあひ合わせながらこれは問題になるということとは、かねがね申し上げておるとおりでございます。人材確保の法案もいざねなく成立するやに見受けられますので、だんだんとその研究も具体的研究のほうに入つていけるのではないかと。そうして来年度の勧告の際に何らかの措置がとれやせぬかという希望を持って進めていられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 二つ問題があります。いまの総裁の話だと、来年度の八月の勧告という形がありました。いままではそうじゃなかったですよ。三月末までの間に結論を出したいというふうな答弁をしていらつした。それからもう一つ問題は、人材確保法案との関係で言つていらつした。それは勧告、報告の中には一つも触れてない。また触れる必要もないでしようし、触れないのは当然であります。そこところになると何かがつつと調子がくずれちゃつ

て、人材確保法案との関連でござたおっしゃる。そうじゃないと思ふんです。勧告と報告で述べてあるとおり、人事院は人事院として進めていかねばいいんじゃないでしようか。その二つですね。来年度の何か八月みたいなことをいまおっしゃつた。

もう一つ、あまりにああいう問題に、人材確保法案にとらわれる必要は何もない。教職員の問題についても当然人事院としてはあの勧告の中に言つていられるように、その方針でお進めになればいい。それとの関連で一般職の国家公務員についてもお進めになればよろしい。いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 人材確保法案との関係は、かねがねあらゆる機会に申し上げておるつもりでございますが、要するに一口に申しますと、われわれの考へ方の筋を一口に申しますと、従来とつておつた総合格差方式それ自体が間違ひではありまじやんと、これは日本政府株式会社との給与水準をとらえて、他の企業体の給与水準と合わせる方法なんです。しかし、人材確保の法案が成立いたしますと、いままで御承知のように、ただでさえ逆格差であつた先生方の給与がさらにまたこのようにふくれ上がる、その際において従来どおりの総合格差方式でやつた日には、これは相当ゆがみが出てくる。そこに不合理が出てくるんじゃないかという考へ方が基本になつておりますから、われわれがたびたび人材確保法案のことを申し上げるの、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、その点はいへんことだわわけですね。ですから、またこれは今度の〇・三の「意見の申し出」よりも一そう何か政府の考へ方にたいへん引きずられていられる、というよりも、何か下敷きになつていられるような感じですよ。これは勧告や報告の中にはそんなことは一つも言つてないんです。学校の先生やら看護婦の給与の改善について一そう努力をしてきたけれども、さらに一段の努力をする必要があると、こう書いてある。

そのとおり、けっこうです。それとの関連で一般職の公務員についてもすみやかに検討すべきである、これははっきり断言しているんです。それは何人も人材確保法との関係でとかく言っているわけだし、また言う必要もないし、人事院としては当然の考えだと思ふんです。ところが、そこへ総裁は何か人材確保法というものを持ってきてくれる。それじゃ政府の給与の考え方に完全に引きずられてるんじゃないかという私は考えを持っています。そういうお考え、なくともいいじゃないですか。勧告の報告で言っているとお進めになったらいけないじゃないですか。

それからもう一つ、これとは別でもいいですけども、法律によりまして、人事院は五%以上公務員の給与を、俸給表を動かす必要がある場合には勧告すると、しなけりやならぬと、年少なくとも一回勧告することになっております。その条件は、いま申し上げましたように五%以上俸給表を動かす必要があると認めた場合、その俸給表はどうしてつくるかといえ、法律で明らかにするように物価、生計費、民間の給与と、この三つが要素になっている。しかるに、これは物価の上昇というのは、消費者物価の上昇というのは異常な状態です。いまですら五%以上上がって、はるかに上がっている。来年の一月から三月にかけて、これは十数%上がることはだれしも認めているんですよ。そういう状態でありまして、これは人材確保法案がどうか、勧告や報告の中でああいう発言をなさっているからどうだこうだと別に、人事院としてはすみやかにいまの物価の状態、生計費の状態、民間の給与の状態等も調べて、そうして三月末までの間にしるべくこれは勧告をする節合のものだと思ふ。そういうお考えはないのかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 最初のお話は、これは報告書の中では教員、看護婦というようなことは頭に置いて書いておられるのですけれども、おっしゃるところを聞いておきますと、ちょうど今度の意見書についての御批判と同じよう、舌足らず

じやなかったかと言われれば、そうかもしれぬなという気持ちをもつて拝聴しておるわけですが、これも、ここでことばをもつて公開の席上で私が御説明を申し上げたことがまあ私の正しい御説明と、詳しい御説明というふうには御了解いただい

けようでございます。それからこの五%以上のお話は、これはたとえばことしの勧告の場合を考えても、一五・三九%ですから、五%そこそじゃない、どえらい上がりになっておるが、何を夏までじつとしておったのだというおしかりがあつてはなかつたけれども、幸いに、そのおしかりはなかつたので、よかつたなよかつたというふうなことでございまして、われわれとしてはやっぱり民間のデータを引きあひしに調べて、その上に立つて

の五・三九%でございますよというところに、これはわれわれの権威といひますか、信頼性があるのございまして、それはそれとして、やっぱり従来どおりがちりやらせていただきたいという気持ちでございます。

○鶴岡哲夫君 総裁、だんだん言い回しがじょうずにおなりになって困りますよ。もつとやっぱり人事院の本旨をすっきりとした形で書いていただかないと、これは何もことしの勧告が、物価がどうだ、民間の給与がどうだと、それはけっこうですよ。しかし、私が先ほど申し上げたように、民間の給与もしかるごとく、これは物価の異常な状況です。生計費も異常な状況です。ですから、あの法律の中にはちゃんと書いてあるのだから、年少なくとも一回と。年少なくとも一回です。しかも、いま一〇%近く消費者物価は上がっている。この一月から三月にかけては十数%上がっていると、だれしも見ているわけですよ。人事院もお考えになつておると思ふんですよ。その点にウェイトを置いて、生計費と物価に重点を置いたら、当然あの法律のたてまえに従つて、年一回以上とあるのだから、処理していい筋合いのものだと思ふんです。それを何かことば巧みにお逃げになつた、それは人事院の本旨をお忘れ

になつていらつしやいますよ。だから私は、先ほど〇・三についても調停よりもおかしい話になつておる。しかも「適当」ということばで形式的に――まあ鉛筆をなめただけだと思ふ。いろいろお考え、御苦勞なさつたと思ふんだ、いろいろお考えになつたと思ふけれども、そのお考えになつて

いることはけちな話だと思ふ。ただ鉛筆をなめただけ、形式的に「適当である」と書いておられる。しかも中身は五現業のやつよりも違つて、人材確保法案に振り回されてごちゃごちゃおっしゃる。しかもそんなことは勧告や報告の中

に一つも触れていない。触れないのがあたりまえの話です。それを勧告があつてからの委員会において、いやそれは人材確保法案との関係だとかというふうなお話で、それじゃ人事院をおっしゃるか。政府のほうよりも、文部省といひますか、そういうところの給与政策に完全に振り回されておるじゃないですか。そこへもつてき

て、これは給与を、国家公務員法の本旨である年少なくとも一回と、しかも消費者物価は五%以上、はるかにこす、二倍にも三倍にもなるというときに、てんとして法律のたてまえは買かれないというのでは、これは人事院としての存在は価値なしと。まあ最近、人事院は人事院じゃない、総理府の給与局だと言われ方が行なわれている。ここ数年、特に最近の一、二年非常に激しいそういう批判がある、あれは人事院じゃないと総理府の給与局だ。あるいはまた言う人は、政府と公務員共闘との間をうちよろして泳ぎ回つておる。泳ぎ回つておるのはまだいいですよ、これはそうじゃないですよ、下請ですよというふうな言い方が行なわれているんですよ。だから私は、人事院の本来の趣旨、法律の本来の趣旨に従つて人事院としてはおやりになつたらいいがですと、こういうことを申し上げておるわけですよ。もうちょっとき然としてくださいよ。き然とする必要もないんだ、法律に従つてやればいいのだから。その点についての総裁の考え方をお聞きしたいと思

います。○政府委員(佐藤達夫君) いろいろ人事院の立場についての見方、御批判はあると思ひますけれども、われわれとしては、まあ大石内蔵助がいろいろな目で見られておつたというふうなことに近いのじゃないかという気持ちを持ちながら、自分たちさえしつかりしておればよいという信念に燃えてやつておりますから、その点はひとつ御信頼を

いただきたいと思います。それから人確法に振り回されておるということ、一々先輩に口答えして悪いようですけれども、推進しておるのは、むしろわれわれが推進しておるんだという気がまあありますから、そのほうもよろしくお願いしたいと思ひます。

それから民間給与と生計費、物価の関係、これは確かに五%以上ということがございしますけれども、これも先輩御承知のとおり、われわれとしては、民間の給与の中に生計費、物価はすでに織り込まれておる、春闘の際の交渉を見ましても、物価がこうなつておるから、生計費がこうだからというところで賃金の引き上げを要請しておられる、その結果妥結したのが民間賃金であるということの立場に立てば、生計費、物価はすでに考慮

の必要はないので、むしろ一体として民間給与をとらえるのが一番正しい適切なやり方である、そういう立場でやつておるわけでございます。これをばらばらにはずしまして、生計費がどうの、物価がどうのといひますと、たとえば物価が下がつたときに、それじゃ給与も下げるべきじゃないかというふうな、民間給与は動かないのにもかかわらず物価は下がつたということに着目されて下げるべきじゃないかという、これは理論的の話ではありますけれども、そういうこともあり得る。それから給与関係でも特別給は、先ほどおこ

の秋なり何なりになって第二次の給与引き上げ、賃金引き上げをやった会社がどのくらいあるかという点はあんまり顯著ではありせん。したがって、その点を別に与えらるだけのまだ変化はないんじゃないかという気持ちも持つておりますし、かたがた、民間給与はやはり来年の四月調査でがっちりとかまましていただきたい、その上でのことというふうに考えておるわけでございませう。

○鶴岡哲夫君 時間が来ましてこれで終わりますけれども、総裁、だんだんその解釈が妙ちくりんになってきまして遺憾な状態になってきました。ということだから人事院というのは要らないということになっちゃうんです、これね。しようがないですな、これ。それだけ申し上げて終わります。

○宮崎正義君 いまの受け継ぎのような形になりますけれども、まことに人事院総裁のいままでの御答弁なり、いままでおやりになったことに對して私は非常に敬意を持つておった。いまの御答弁等をお伺いして、今回人事院総裁から衆議院議長、それから参議院議長、内閣総理大臣にあてられて「昭和四十八年度における期末手当の支給の特例措置についての意見の申出」というものが出来ております。これは人事院総裁みずからの意見というものであるかどうか、何の要因によってこれは出されてきているのか、これを先ほどから言われているんだと思うんです。

さらにもう一つは、三月の〇・五というのを十二月の、さっき総裁も言っておられましたね、その〇・三は越年に備えて行なうんだ、あとの残りの〇・二というのは三月の十五日に支給するという形のものを取りあえず十二月で〇・三やるんだと。さて、それじゃそれだけの、三月になりますと〇・五出してもらえるところが、十二月で出したからあと残りの〇・二は三月だといって、それで満足できるものかどうかというところが先ほどから言っておることなんです。端的に言えば私はそうだと思うんです。その二つの点について。

て。
○政府委員(佐藤達夫君) この意見書そのものの発意は、もちろん人事院の自主的判断に基づく発意でございまして、また先ほど触れましたように、閉会中における国会の御審議の際にもいろいろ出た問題でもございまして。そういうことを踏まえてわれわれが立案したと。さっき文章が木で鼻をくくったようなという御批判もありましたが、実は文章も私の筆先でして、文章がへただという御批判は、私は……。

そこで、その次の三月の末のものをどうするかという問題でございまして、大きな支給期日の配分の点から申しますと、実は三月に特別給を支給している、一時金を支給している企業というものは非常に少ないのでございまして。今度新聞発表などをいたしましたときに、公務員は三月のあれがあるんだとしたかというふうなことの記者の諸君のお声もあつたくらいで、そういう配分の問題は別にいたしまして、われわれとしては、先ほど申しましたように、年間の一時金の総額を上げ下げするについては、これはやっぱりがっちりとして七千の事業所をつかんだ上にするのが一番適切であるということ、これはおくれるわけですから。全体、かりに総額を引き上げるといふことになると思ひますけれども、これは来年の夏の勧告でやる。従来も、大体がこういう特別給は一年おくれじゃないかという御批判が確かにたびたびございまして、けれども、まあ年によつては〇・四ヵ月分くらい翌年回しで上げたこともございましたが、いままでは皆さんにがまんしていただいておりますのでございまして。今度もその点はがまんしていただいて、われわれががっちりとして、りっぱな数字をつかむまでお待ちをいただきたい、そういう立場におるわけでございまして。

○宮崎正義君 これは時間がございせんから……、いま御答弁がありました内容についても反論するものは一ぱいあるわけですが、時間が、時間がないからまことに残念なんですけれども、人事院としての考え方が主体になって、どうあらねばならないんだというふうに当然ならなきゃならぬ。しかもこの「特例措置についての意見の申出」というのは、この経緯を考へてみれば、他の要因によつて給与改正をしていくように人事院がそうさせられたんだというしかとれないわけなんです。ですから、これは先ほど鶴岡委員のほうから、人材確保法案のこと等も、それが出てくればそれによつてまた勧告が変わってくるんじゃないかというふうな心配するから私は申し上げておるわけなんです。ほんとうの人事院というものは、人事院の本来の行き方というものはこうあるべきだと言つて、先手先手と考へていくのがほんとうの筋合いじゃないのかと、こう思うわけなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先手先手でいくべきだと思ひますけれども、その先手を打つためのやはり基盤というものをよほどしっかりと整えた上でありますと、ひとり走り、お先走りということになるわけなんです。たびたび申しますように、やっぱり納税大衆なり国民の皆さまの御納得を得る根拠を整えた上でわれわれとしては処置をとると、その処置をとった以上は断固としてその実現に邁進するというのが本来の立場ではないかと思ふのですから、あるいは手ぬるいというふうなお感じをお持ちかもしれませんけれども、これはやむを得ないことというふうに御了解をいただきたいと思ひます。

○宮崎正義君 どうも、やむを得ないと。私たちはやむを得ないとは思へないんですが、九月の二十六日に本委員会、要するに官民との比較の問題で人事院総裁にも私は申し上げております。これをまたもう一度やるのには時間があまりにもございせんので、この程度でこれはやめておきます。

次に、私が申し上げたいのは、同じ九月の二十六日にこの委員会で行ないました北大に勤務をされておった国家公務員である金博士ですね、金詰佑先生に対する処遇の問題について私は質問をしていくわけです。この給与改正については、特別措置という、法律を要していくぐらいの熱意があつて——韓国にとらわれの身になって、報道されているところによりますと、金詰佑という方は判決が無期だというふうな報道されております。で、この外国で拘留されているということには、日本の法律はないんだと、その法律を前向きに検討するという答弁もございました。そこで長官、いまお読みになっておられるかと思ひます。前の坪川長官が、これは十分前向きな姿勢で検討してまいりたいと、こういうふうな回答をしておられます。これはこの人一人の問題じゃ私ないと思ひます。これからこういうことが起きないとは言えないわけなんです。何十年も日本の法律がありながら、こういう事態が起きて処置しなければいけないんじゃないか、人命にかかわることじゃないか、いまだにこの手当しかもらつてなくて、四千円に何か宿泊費で九百六十円、これで子供三人と奥さんが生活している。しかもこれは国家公務員なんです。この人にはこういう、今日提案されております、この期末手当の割合等の特例に関する法律案というものを出来ておりますけれども、これにも公務員でありながら該当しないという、こういう事実というものはつきりしていかなくやならぬ。したがって、この法律に不備な点があれば法改正していくのはあたりまえであつて、またこれが休職にできないならできるように考へてもいかなければならぬ。時間がございせんから、これは一々申し上げることはできませんけれども、御着任になって早々の長官に私は一つのこれは大きな課題として申し上げておきたいと思ひます。で、この取り扱い、給与法の改正等をひとつ十二分に御研究願いたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまのお話は、実は前総務長官から引き継ぎのときも、宮崎先生からこういう問題が出ていんだということでも私も記憶しておるわけでございまして、この給与法の解釈あるいは国家公務員法の解釈等について、措置という、法律を要していくぐらいの熱意があつて——韓国にとらわれの身になって、報道されているところによりますと、金詰佑という方は判決が無期だというふうな報道されております。で、この外国で拘留されているということには、日本の法律はないんだと、その法律を前向きに検討するという答弁もございました。そこで長官、いまお読みになっておられるかと思ひます。前の坪川長官が、これは十分前向きな姿勢で検討してまいりたいと、こういうふうな回答をしておられます。これはこの人一人の問題じゃ私ないと思ひます。これからこういうことが起きないとは言えないわけなんです。何十年も日本の法律がありながら、こういう事態が起きて処置しなければいけないんじゃないか、人命にかかわることじゃないか、いまだにこの手当しかもらつてなくて、四千円に何か宿泊費で九百六十円、これで子供三人と奥さんが生活している。しかもこれは国家公務員なんです。この人にはこういう、今日提案されております、この期末手当の割合等の特例に関する法律案というものを出来ておりますけれども、これにも公務員でありながら該当しないという、こういう事実というものはつきりしていかなくやならぬ。したがって、この法律に不備な点があれば法改正していくのはあたりまえであつて、またこれが休職にできないならできるように考へてもいかなければならぬ。時間がございせんから、これは一々申し上げることはできませんけれども、御着任になって早々の長官に私は一つのこれは大きな課題として申し上げておきたいと思ひます。で、この取り扱い、給与法の改正等をひとつ十二分に御研究願いたいと思ひますが、いかがでございませうか。

人事院と私のほうの人事局長のほうと詰めてもらうようにいまやってもらっているはずでございますが、同時にまた文部省におきましても、こういう問題については実務的に取り組んでもらっているようにございますので、ただいまの先生からのお話をよく承りまして、善処してまいりたいと思っております。

○宮崎正義君 これはまた次回にでもなれば、もっともどこまかくやっていたいかなければならぬ問題、法改正についての序奏といえますか、そういう作業というものはあるもので、この次またゆっくり時間をかけてやりたいと思っております。

もう一つ、この恩恵に浴されない人たちが、だいたい同じ仕事をやっていたが処遇が違ふ、待遇が違ふために該当していないという人がいるわけですから、これは例をあげて申し上げますと、林野庁の人のおいでになっておりますか。――実は、この林野庁の局ですね、端的に申し上げますと札幌の管林局、その管林局の建物の一階に理髪所がある。こういう理髪所は御存じのように旭川、札幌、函館、帯広、北見と、こういうふうにごさいます。

この建物の中に働いている人は、国家公務員の立場で働いている人、国家公務員に準じて働いている人、それから林野弘済会の職員として働いている人、林野弘済会からその請負として働いている人、同じ林野庁の中に、ある者は公務員で働いている、ある者は公務員に準じている、ある者は弘済会のほうにもうおつつけられて――おつつけられてということはおかしいのですけれども、昭和三十七年のときに国家公務員に準じてやるからということではあります。ところが、時間がありませんから自分で一人しゃべってしまいたいですけれども、この委託料につきましてもみんな差があるのです。いま言いました五つの局に委託料をお出しになっております、林野庁で、それがみんな違うんです。で、また理髪料の料金も違うん

です。この国会でいいますと、参議院の中でいいますと、参議院会館の下で働いている方の理髪料金と、それから職員の方の理髪料金と、これも違うんです。これは総理府のほうなんです。総理府のほうの建物の下にもこの理髪の方がおいでになります。その方の値段もこれは二百五十円です。二百五十円の調製料です。これが共済組合のほうでやっている。それじゃ共済組合の職員に準じているか、あるいは請負でやっているのか、みんなばらばらになっていきます。これは、総理府関係でも同じことが言えると思うのです。

そこで、私は何を言おうとしているのかといいますと、国家公務員で処遇されている人はこういう期末手当もみんな出るわけですから、ところが、同じ時期に同じような立場のようにされていって仕分けをされて、弘済会のほうに行つた人たちがいうものは、弘済会の職員としてやっていくけれども、請負の人なんか何にも手当が出ない。しかも委託料がみんな違つています。各局によつて違ふ。こういうふうなことは私は許されてはいけません。じゃなくかと思ふ。林野庁長官に、所管がどう林野庁の建物の中に、局の中にありますものですか、総体的なお考えの上に立っていただいて、そしてせっかく期末手当という給与法が出たときに、同じ仕事をしていたが一つも日に当たらない人たちがいるんだということを御確認願つて、委託料もばらばらである、その処遇も違つていふというふうなことをひとつ承知していただいて、何らかの処遇をしてやっていたらいいといううことを私は申し上げておきたいです。まことに哀れです。非常に安い料金で、生計がもてるかもでないか非常に苦しい生活をしていながら労働をされているわけですからね。その点どんなふうにお考えになりますか。

○政府委員(福田省一君) いま御指摘のございました理髪関係のことについて、いろいろ御指摘いただいたのでございますけれども、確かに林野庁の関係の仕事をしております職員の中には、月給制のいわゆる定員内の職員と、それから日給制の

定員外の職員がございます。特にこの定員外の日給制の職員は、現場におきまして造林なり伐採なりといった仕事をされているのが主でございます。これらの処遇の問題をめぐりまして経営改善をする必要のある問題が多分ございますので、そういうものについては目下鋭意検討しているところでございますが、そのほかに、いま御指摘のございました委託の問題でございます。確かに理髪につきましては、これは特殊な技能でもございしますので、方針としては、できるだけ理髪に関する仕事は委託に切りかえておるのでござい

ます。そのうちの大部分は林野弘済会が御指摘のようになつておられます。林野弘済会の職員と、またそれから林野弘済会が委託を受けて経営しながら、理髪師については私のただいま聞き取り調査したところによりますと、一人刈れば幾らという功程払いになっているわけであり、材料費であるとか、あるいは理髪用具等も委託者が持つています。こういう形態でやっておりますが、確かに弘済会の職員と、それからいま申し上げた弘済会が功程払いと申しますか、一人当たりの賃金でやっているというところで、一人やるとときには四百円、十人のときには四千円ということになるわけでしょうが、そういうふうなことになるわけでございます。したがって、また手当て

つきましては、ただいま聞きまして、また手当ては昨年一人当たり一万円出しておつたけれども、本年は一万二千円出す予定であると申しておりますけれども、これは単純な聞き取り調査でございますので、私は、それにつきましても実態をもう少しよく調査いたしまして、同じ仕事をしておるのにそういう取り扱ひの差別があるということにつきます。これは非常に問題でございます。先生御指摘の方向に向かって、よく調査いたしまして善処してまいりたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 時間がございませんで……、これはこまかく私やうて実情を人事院総裁にもよく聞いてもらいたいというふうに思つていたわけですが、長官にも私実情を聞いてもらつて、それで総合の閣議等のいるんな話の中からはやはりこういう問題も当然取り入れていってあげなきゃならぬと思ふんです。で、試みに言つてみますと、旭川は三十万の委託料で、札幌は七万八千円、函館は三十五万、北見は十二万、こう委託料がみんな違うわけですから、これらの点も考えを、御答弁ございましたから御研究願うということとひとつ善処していただきたい。

最後に、長官に、また人事院総裁に申し上げたいことは、この期末手当を上げることは、先渡しといひますか、この特別の法律を出されたというそのことについて私はいまさら何も申し上げませんけれども、この特例を出されない人たちが、不幸な日の当たらない人たちが一ぱい――いま一つの例をあげても、北大の金博士のことを申し上げても、休職の立場にもなつていない。給料、月給ももらっていない。当然そうなれば期末手当ももらえない。いま一つの例をあげたその理髪の人でも、公務員であり、また公務員に準ずる人、また弘済会の職員、弘済会の職員でない人たちが、こんなばらばらな姿の中にどれほど泣いている国民がいるかということをよく御承願つて、新長官が御赴任なさつて、そういう人たちのための御決意とか、そういうお考えを伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまのお話は、まことに大切な点を御指摘いただいたと思ひます。よくこれから御趣旨を体して努力をしてまいりたいと考えております。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く総務長官のお答えになつたとおりでございますけれども、それにつけても、私どもの立場としては、それらの人々以外の広い国民の中にもわれわれの給与を負担している方々の中に同じ苦しみの方もたくさんいらっしゃるという意識を持ちながらやっていると、それから、先ほどのようなお答えになりましたというところをつけ加えていただきます。

月。ところがこれ、給与法でちゃんときまつて
いるんじゃないですか。三月は〇・五カ月と
きまつてゐるんじゃないですか。これはどう
するんですか。三月になつて〇・二カ月じゃ
これは給与法違反だと思ふ。給与法違反で
す、当然。先に繰り上

げたというのはそっちの都合なんです。政府がこれから財源をこっちに融通したにすぎないのであって、公務員ははっきり給与法によって権利として規定されておるんです。あなた方給与法でできているじゃないですか。そうすりゃ三月は、どう考えたって、これは○・五ヵ月支給となつていゝる。それを○・二ヵ月といううなことで、とり

あえずまあ苦しいからそれでここで出しておくと
いうかっこうでいいの。当然最低〇・五カ月はち
ゃんと補給すると。三月には〇・五カ月をち
ゃんと足らないところは埋めるといふ、そういう一
つの何といひますか、方法まで提案してこなけれ

ば、私はばかにしたと思うんですよ、公務員を。これじゃ一つの既得権というようなものに対して侵害している。それに対する何らの補てんもなしに、いま苦しいからとにかく〇・三カ月出しておこうじゃないか。あと〇・二カ月については先の問題だ、こういうことですからね。むろん〇・

五カ月で済むものじゃないでしょう。この期末は、年度末はおそらくまたこれに対する公務員の要求は起こってくるでしょう。インフレ手当というのは、とにかくインフレがものすごくこれは進む。ことに石油危機の大勢の中でどういうことに

なるんですか。いまから先行き不安で全くかわねない。そういうときに○・二カ月残っている、これをどうするんだ。この処置については、何らののりうんだから、これで助かったという表情をしていい

る——これでいいですか。こんなばかかなことはないと思うんです。公務員のやはり権利というものはもう少し尊重される、そういう立場に人事院は立つてもならないと困る。いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはおっしゃるよう

に、現在の給与法には三月は〇・五としまつてお

に、現在の給与法には三月は〇・五としまつてお

○政府委員(佐藤達夫君) 検討しつつ、現実を注視しつつあります。

○委員長(寺本広作君) それではこれで質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

十二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十二月十一日)

一、昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案

1 昭和四十八年度に限り、一般職の職員の給与

に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。

以下「一般職給与法」という。第十九条の三の

規定の適用については、同条第二項中「百分の

五十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の

二百」とあるのは「百分の二百三十」とする。

2 一般職給与法第十九条の三及び前項の規定により昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。

一 前項の規定を適用しないものとした場合に一般職給与法第十九条の三の規定により昭和四十九年三月に支給を受けることとなる期末手当の額

二 昭和四十八年十二月に支給を受けた期末手当の額に二百三十分の三十を乗じて得た額

3 昭和四十八年十二月二日以後に新たに一般職給与法第十九条の三の規定の適用を受ける職員となつた者(人事院が定める職員を除く。)に対して昭和四十九年三月に支給する期末手当については、第一項の規定は、適用しない。

付 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 職員が昭和四十八年十二月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に一般職給与法の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、一般職給与法及びこの法律の規定による期末手当の内払とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

4 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項の規定の適用については、この法律の規定は、一般職給与法の規定とみなす。

昭和四十八年十二月二十二日印刷

昭和四十八年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局